

# 令和3年度鹿島市議会 タブレット型端末の導入・運用業務仕様書

令和3年5月

佐賀県 鹿島市

## 1. 概要

- (1) 件名 鹿島市議会 タブレット型端末の導入・運用業務  
(2) 賃貸借期間 令和3年8月2日から令和6年7月31日まで(36ヶ月)  
(3) 目的

鹿島市(以下「発注者」という。)において、電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット端末及び附属品の賃貸借及びデータ通信サービスを利用するため。

### (4) 契約内容の概要

発注者から賃貸借物件等を受注した者(以下「受注者」という。)は本仕様書が定める要件に適合するタブレット端末及びアプリや通信サービスを提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう製品保証サービス等の提供及び操作研修を行うものとする。

## 2. 納入内容

### (1) タブレット端末等の提供

10.2インチ iPad Wi-Fi+Cellular モデル(第7世代以上 ストレージが32GB以上) 16台

- ① 全て同一製品の新品とすること。(色の指定はしないが、全て同色とすること。)
- ② Apple Pencil(第1世代)、iPad カバー(スタンド機能付)を附属すること。
- ③ タブレットの画面には液晶保護フィルムを貼付すること。
- ④ 同梱物である Lightning-USB ケーブル及び電源アダプタも含めること。
- ⑤ 端末は賃貸借(レンタル)での導入とする。ただし、付属品についてはこの限りではない。

### (2) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線16回線を提供すること。

- ① LTE/4G で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。  
(特に離島においても同様のサービス提供範囲を有すること。)
- ② インターネット接続時に、自社のサービスにおいてフィルタリングを実施すること。
- ③ 1ヵ月あたり1台に対して7GB以上のデータ通信量を含むこと。
- ④ 通信速度制限時においても、下り最大128kbps程度の速度を有すること。

### (3) タブレット端末導入業務の提供

以下の仕様を満たす初期設定等を実施し、納入すること。

#### ① 導入業務

- ・本書に基づき受注者は落札決定後直ちに導入の作業計画書を提出し発注者の承認を得ること。
- ・受注者は、発注者の承認を得た作業計画書に基づき作業すること。

#### ② 導入業務の内容

- ・タブレット端末の管理台帳を作成し、納品時に提出すること。
- ・1台毎に指定するメールアドレス、ID、パスワードを登録するほか、発注者が指定する機能の設定及びブックマーク等の登録を行うこと。
- ・発注者が指定するアプリケーションを全てインストールし、設定を行うこと。(SideBooks クラウド本棚の設定、個人設定を含む。)

- ・フィルムを貼りカバーを付けた状態で納品すること。
- ・全てのタブレット端末に、タブレット名、管理番号、サポートダイヤル番号等を記したラベルを貼付するとともに、全てのアップルペンシルに管理番号を記したラベル等を貼付すること。
- ・発注者の依頼に応じて、指定する場所において、使用者に対して操作研修を現地にて実施すること（最大2回を予定）。ただしTV会議、オンライン会議、電話会議等での開催は不可とする。  
なお、操作研修の日程、研修時間等は、契約締結後、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

- ・下記の手順書を作成すること。
  - (i) タブレット設定手順書（16部）
  - (ii) タブレット基本操作資料（利用者、管理者向け）：既製品可（16部）
  - (iii) タブレット故障時／紛失時の対応手順書（ユーザ向け）（16部）

③ 次のアプリケーションを全てのタブレット端末にインストールすること。

- ・MDM（仕様については別紙参照のこと）
- ・指定したユーザのみを登録し、グループチャットによるメッセージのやりとりができる社内コミュニケーションアプリ（任意のアプリで可とする）
- ・SideBooksクラウド本棚（別契約アプリ）

(4) タブレット端末の保守運用サポート

- ① 紛失/盗難時には発注者からの連絡を24時間365日受付し、ロック・利用中断・初期化の一時対応を実施すること。
- ② タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスをつけること。
- ③ 契約期間中、平日9時から17時まで故障時の受付体制を確保すること。
- ④ 故障対応は、平日（土日・祝・年末始を除く）とし、原則5営業日以内に対応すること。
- ⑤ 故障対応の作業内容は、障害対象タブレット端末等の良品交換、SIMカードの交換、接続確認まで行う事とし、必要なアプリケーションや設定等を全て行った状態で、全て無償で提供すること。
- ⑥ 納品された機種が生産終了等の理由により、代替や交換が困難となった場合は、後継機の同等品の機種を提供するものとする。ただし、事前に発注者と協議を行うこと。
- ⑦ 紛失・盗難においてSIMカード再発行の手数料については実費対応とする。

(5) タブレット端末の回収等

受注者は、賃貸借期間満了後、発注者の指示に従い、速やかに全てのタブレット端末の回収及びデータの消去を行い、後日、データ消去の証明書（報告書）を提出すること。

3. 受託者の条件

- (1) 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
- (2) 移動通信サービスは事業者の運用しているものを基本とし、電波が入りにくい建物やエリア（山間部等も可能な限り）については、無償で電波の改善対策を実施できること。ただし、発注者及び議員・課（局）長宅においては、納入前までに改善対策を実施すること。

- (3) 官公庁・市町村等における当該業務と同種または類似業務について履行実績を有しており、令和元年度及び令和2年度の電気通信役務のうち、携帯電話(3.9世代移動通信システムを使用するものまたは3.9世代移動通信システムを使用するもの以外のもの)に係る受注実績書類(契約書・仕様書の写し等)を各1部提出できること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)により、更正手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)により、更正手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (6) 自治体から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 過去1年間の法人税、消費税等租税を完納していること。
- (8) 県内に営業所を有すること。
- (9) 機能要件をマーカー、インデックス等で分かりやすく明示した証明資料をファイリングし、令和3年~~8~~5月~~2~~28日17:00までに提出すること。なお、機能要件を満たしていないと判断した場合は、本入札には参加できないものとする。

#### 4. 納入場所

以下に定める住所に納品し納入日に現地にて検品を行うこと。

佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

【〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1 (鹿島市議会事務局)】

#### 5. 検査検収

上記納入場所に受注者が直接納品し、通信サービスやインストールされたアプリケーション等の動作確認を行うこと。

製品の保証書及び管理台帳を提出すること。

#### 6. 見積事項

タブレット型端末通信費のほか、本体、付属品、搬入、設置、設定、動作確認および保守運用サポート等一切の経費を見積もるものとする。

見積金額は、端末代、その他付属品代を含めた8か月分賃貸借料(税抜)を記入し、その総合計額(税抜)を見積金額とする。

参考見積額として36月総額の見積も添付すること。

#### 7. 支払方法

見積事項に基づき記載した金額に100分の110を乗じて得た金額を8等分した金額を月額とし、毎月後払いとする。なお、月額に端数が生じた場合は、契約開始月で調整し支払うものとする。

#### 8. 納入期限

令和3年8月2日(月)

## 9. 契約方法

地方自治法第234条の3及び自治法施行令第167条の17の規定による鹿島市長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約（契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする）とし、契約書については鹿島市の指定する貸借契約書がないため、落札者から仕様書等の内容を含めた契約書（案）を提示し、協議して作成する。また契約書の契約期間記載箇所に「鹿島市長期継続に関する条例2条に基づく長期継続契約」の文言を記載するものとする。

## 10. その他

- (1) 契約及び支払行為は受託者との間で直接行うこと
- (2) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報について、適切に管理をすること
- (4) 契約締結の際は、契約書の契約期間記載箇所に「鹿島市長期継続に関する条例第2条に基づく長期継続契約」の文言を記載するものとする
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については協議の上で定めるものとする

(別紙)

「タブレット型端末管理仕様」

別紙1「タブレット型端末仕様」で規定するタブレット型端末の管理を以下の仕様で行えること

項目	機能要件
管理画面	インターネットに接続されている鹿島市のパソコンを管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面を備えること
検知項目	次の項目をMDM管理メニューから遠隔で検知できること
	・ルート化又は Jailbreak
	・MDMプロファイルの削除又はMDM管理下からの逸脱
	・不正アプリインストール
設定項目	次の項目をMDM管理メニューから遠隔で設定できること
	・データ通信回線利用中断/再開
	・リモートワイプ
	・リモートロック
情報取得	次の端末情報をMDM管理メニューから遠隔で取得できること
	・シリアル番号やIMEIなどの端末固有番号
	・OSのバージョン
	・インストール済みアプリケーション (バージョンを含む)
	・位置情報 (自社で有するシステム)
・BATT残量 (電池残量)	